

## 横須賀市高齢者保健福祉計画（第10期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む）の策定に係る諮問の概要

### 1 計画策定の趣旨

市町村は、市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）及市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）を、一体のものとして定めることとされています。また、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」において市町村認知症施策推進計画（認知症基本法第13条第1項）の策定が努力義務とされたことから新たに計画に盛り込みます。

高齢者が生きがいをもって暮らし、介護を必要とする状態となることを予防し、また、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するため、計画を策定します。

### 2 計画の期間

新計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間

計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期計画期間								
			第9期計画期間					
						第10期計画期間		

### 3 策定スケジュール（案）

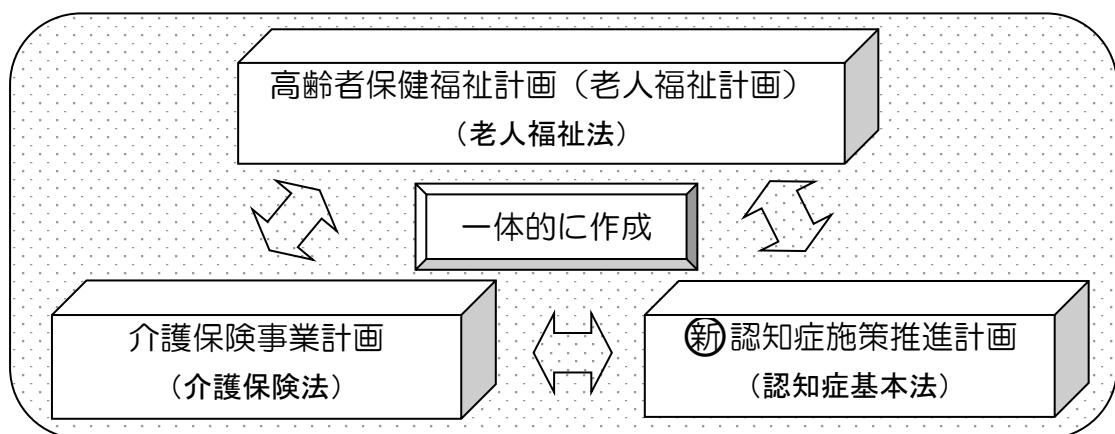
年度・月 区分	令和7年度						令和8年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 社会福祉審議会 諮詢・答申等				諮詢									○			答 申		
2 アンケート調査の実施																		
【市民対象の調査】																		
在宅介護実態調査			○															
介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査		○																
高齢者の生活状況調査		○																
【介護事業所対象の調査】																		
介護人材実態調査																		
在宅生活改善調査			○															
居所変更実態調査																		
3 アンケート結果の公表							○											
4 高齢福祉専門分科会				●				●	●	●	●	●	●		●	●		
中間報告													●					
最終答申															●			
5 パブリックコメント															○			
6 議会報告・市民公表																		○

### 4 高齢福祉専門分科会での検討項目

- (1) 計画の基本理念
- (2) 高齢者福祉のための施策の評価・課題分析
- (3) 介護保険事業の現状の評価・課題分析
- (4) 地域包括ケア（介護、医療、予防、住まい、生活支援）推進の内容
- (5) 要介護認定者数等及びサービス見込量の推計
- (6) 地域支援事業（介護予防事業等）及び認知症施策推進計画の内容
- (7) 特別給付の内容
- (8) 施設整備の計画

### （参考）計画の法令上の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。この2つの計画は、それぞれ法により「一体のものとして作成されなければならない」と規定されています。また、「認知症基本法」に基づく市町村認知症施策推進計画についても、「市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない」と法に規定されています。



#### （市町村老人福祉計画） 老人福祉法 第二十条の八第一項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### （市町村介護保険事業計画） 介護保険法 第百十七条第一項

市町村は、基本指針（※）に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 ※ 介護保険法第百十六条第一項に規定する指針

#### （市町村認知症施策推進計画） 認知症基本法 第十三条第一項

市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。